

第5部 南海トラフ地震防災対策推進構想

第1章 総 則

1. 目 的

この計画（構想）は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等の内、湧水町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2. 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

（1）南海トラフ地震防災対策推進地域

法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された区域は、次のとおり。【平成26年3月31日内閣府告示第21号】

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、**湧水町**、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町（以上、18市、21町、4村が該当）

（2）南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

法第10条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定された区域は、次のとおり。【平成26年3月31日内閣府告示第22号】

西之表市、志布志市、大崎町、東串良町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町（以上、2市、6町が該当）

3. 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

南海トラフ地震防災に関して、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、県の計画による。

また、町における業務の大綱は、本計画「第1部第2章」による。

4. 南海トラフ地震及び被害の想定等

(1) 南海トラフ地震の概要

ア 地震発生の仕組み

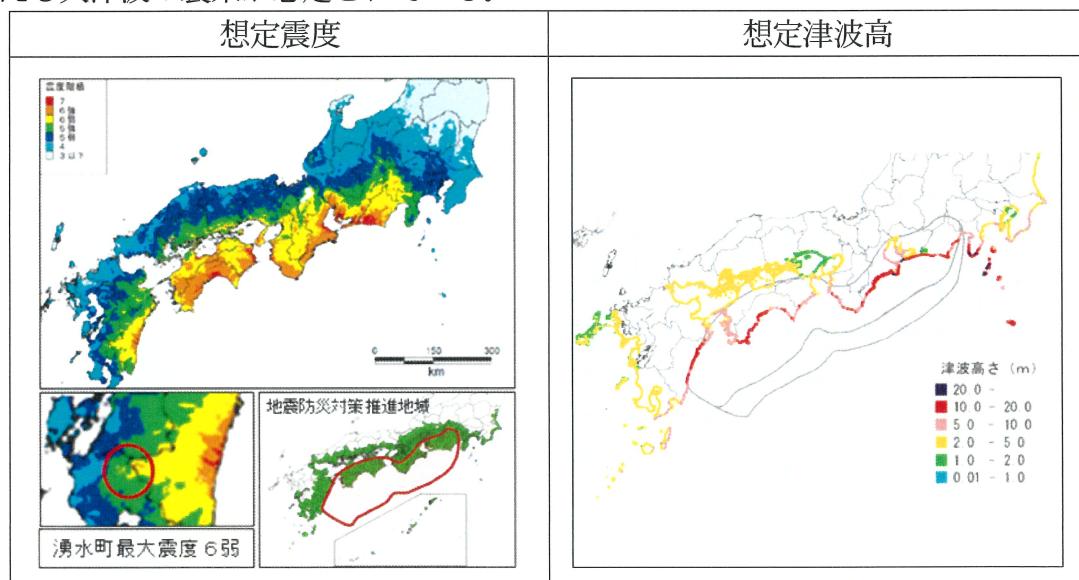
駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域が南海トラフとされる。

この南海トラフ沿いのプレート境界では、①海側のプレート（フィリピン海プレート）が陸側のプレート（ユーラシアプレート）の下に1年あたり数cmの速度で沈み込んでいる。②その際、プレートの境界が強く固着して、陸側のプレートが地下に引きずり込まれひずみが蓄積され、③陸側のプレートが引きずり込みに耐えられなくなり、限界に達して跳ね上がることで発生する地震が南海トラフ地震である。（※ ①→②→③が繰り返されるため、南海トラフ地震は、繰り返し発生している。）

イ 南海トラフ地震で想定される震度や津波の高さ

想定される最大クラスの南海トラフ地震（以下、南海トラフ巨大地震という。）が発生した際の被害想定によれば、静岡県から宮崎県にかけての一部では震度7となる可能性があるほか、それに隣接する周辺の広い地域では、震度6強から6弱の強い揺れになると想定されている。

また、関東地方から九州地方にかけての太平洋沿岸の広い地域で、10mを超える大津波の襲来が想定されている。



(2) 湧水町における被害の想定

ア 震 度

5強から6弱の強い揺れとなり、建物被害、火災、土砂災害等が考えられる。

イ 津 波

町への直接の影響はないが、錦江湾内及び西部海岸線で、最大2～5m（津波警報級）の津波が想定されており、県南地域との物流遮断が考えられる。

また、災害時相互応援協定を結んだ南大隅町では、最大5～10m（大津波警報級）の津波が想定されている。

第2章 地震防災対策推進構想

町は、山林や傾斜地が非常に多い中山間地域であり、南海トラフ巨大地震クラスの地震がひとたび発生した場合、平成16年10月に起きた新潟県中越地震と同様、崖崩れや道路の損壊等により、一定期間、孤立化する可能性が非常に高い。

また、警察・消防・自衛隊等の応援部隊は、幹線道路の使用が不可能となり、広範囲で被害が発生することも考慮に入れると、発災当初の段階から応援部隊による迅速かつ十分な支援は、期待できないものと推測される。

このため、対策にあたっては、日頃より町民の防災意識の高揚による自助の実践と自主防災組織の育成強化による共助の実効性向上に努める等、孤立化した場合においても、町単独で対処できる対策を着実に推進する必要がある。

1. 対処の基本

地域の防災力とは、自分の身を自分の努力によって守る自助力、地域や近隣の人々が互いに協力し合う共助力、国や県等の行政、消防機関による救助・援助等の公助力

これら3つの機能の役割分担及び相互の連携・協力によって確保される総合的な防災の体制及びその能力とされる。

今後益々、高齢化や人口減少等が進む環境下、南海トラフ巨大地震は、広範囲で被害が発生し、激甚化、長期化する恐れがある。

また、町は、地域の特性上、孤立化する可能性も否定できないことから、初動期の応急対策を地区ごとに実施できるよう平素の備え、特に、自助、共助に重点を置くとともに、複合災害に備えて計画を準備する等、事前の準備に万全を期する。

2. 災害予防措置

(1) 全般

本計画第2部地震災害予防による。

(2) 平素の備え（災害予防措置）の重視事項

ア 自助の実践に繋がる災害予防措置

(ア) 家族単位での予防・安全対策

- 最低3日、推奨1週間分の備蓄（生活必需品等）
- 非常持出品の準備（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）
- 家具等の転倒防止対策
- 家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え 等

(イ) 地区、事業所単位での予防・安全対策

- 出火防止、初期消火等の心得
- 家屋内、路上、自動車運転中などで、とるべき行動の理解
- 避難指示等発令時にとるべき行動、避難所での行動の理解
- 災害時の情報連絡体制の整備
- 災害危険箇所の把握、避難行動への反映（マイタイムラインの作成）
- 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備 等

イ 共助等の実効性向上につながる災害予防措置

(ア) 行事等を通じた地域コミュニティーの構築

- 各種行事、訓練を通じて、地域の人々が互いに助け合う気運の醸成

(イ) 地区単位での予防・安全対策

- 地区防災計画、個別計画等の作成
- 防災訓練、研修等による地区防災計画等の見直し等
 - ・ 責任者による避難誘導
 - ・ 救出・救護の実施及び協力
 - ・ 出火防止及び初期消火
 - ・ 炊き出しや救援物資の配布、避難所開設・運営に対する協力等

(3) 複合災害への備え

ア 想定する複合災害

過去の災害教訓等から、南海トラフ巨大地震が単独で生起する場合とその他の災害と同時に生起した場合に区分して、備える必要がある。

想定する複合災害は、次のとおり。

(ア) 出水期における南海トラフ地震動被害

- 先発災害
川内川等の河川の増水、氾濫（又は震度6弱程度の地震動）
- 後発災害
震度6弱程度の地震動による土砂災害（又は河川の増水、氾濫）

(イ) 南海トラフ地震動に連動した火山災害等

- 先発災害
震度6弱程度による建物被害、土砂災害等
- 後発被害
規模の大きい霧島山、桜島の噴火や原子力関連施設の被害

イ 複合災害への備え

(ア) 規模の大きい霧島山、桜島の噴火への対応

- a 後発被害により、町の被害が甚大な場合
細部は、火山災害対策編による。
- b 後発被害により、町の被害が少ない場合
細部は、火山災害対策編（広域避難受入れ計画）による。

(イ) 原子力関連施設の被害への対応

- a 後発被害により、町に被害が発生した場合
細部は、原子力災害対策編による。（検討中）
- b 後発被害により、町の被害が少ない場合
細部は、原子力災害対策編（広域避難受入れ計画）による。（検討中）

大地震のときの心得

- 大地震のときは、まず丈夫な家具などに身をよせよ
- あわてて戸外へ飛び出すな
- 狹い路地、塀のわき、がけふちをさけよ
- なによりも、まず火の始末
- 1分過ぎたら、まず安心
- 人命救助には、消火が第一
- 山地では、「山くずれ」、傾斜地では、「崖くずれ」に注意
- 海岸では、「津波」、低地では、「浸水」に注意
- 確実な情報に従い、余震を恐れるな
- 秩序をまもり、衛生に注意 わがらしき行動は、混乱のもと
- 不意の地震に、日頃の用意が大切
 - ・ 携帯ラジオ、懐中電灯、ローソク類の用意
 - ・ 飲み水、消防用水の用意
 - ・ 家具類の固定、発火危険物の始末
 - ・ 非常時の避難方法は、日頃より確認

えびの吉松地震（昭和43年（1968年））の様子

